

区長各位

令和7年10月24日
長泉町行政課長

区役員等記念品代の見直しについて

日頃から、町行政にご理解とご協力を賜り、ありがとうございます。

さて、行政の業務協力に対するお礼として、町から各区にお支払いさせていただいております区役員等記念品代については、コロナ禍を経て、区長会の開催回数の見直しや令和6年度から広報発行回数が月2回から月1回に変更となったこと等を鑑み、令和5年度より見直しの協議を進めてまいりました。

つきましては、令和8年度から下記のとおりと変更させていただく予定でありますので、お知らせします。

区役員のなり手不足等各区においてはさまざまな課題があり、区長の皆様におかれましては、自治会活動にご苦労と各段のご尽力をいただいていることを拝察しているところでございますが、何卒ご理解いただきますようよろしくお願いします。

記

●現状

区長 32,000円(均等割) + 180円(世帯割) × 世帯数

副区長 8,000円(均等割) + 50円(世帯割) × 世帯数 ※ただし、1区につき上限2人分まで

班長 4,000円(均等割) + 120円(世帯割) × 世帯数

※区長、副区長、会計および班長を兼務の場合、重複のお支払いはありません。

●変更後

現在、役員ごとに世帯割を加算している部分を区全体として合算し、支給します。

区長 180円 + 副区長 50円 + 班長 120円 = 350円を、令和8年度から 300円とします。

(令和9年度 250円、令和10年度 200円 と段階的に変更させていただく予定です)

事務局／長泉町行政課地域協働チーム(担当 栗田)

電話／055-989-5500

FAX／055-986-5905

E-mail／chiiki@town.nagaizumi.lg.jp